

「情報公開法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

情報公開法

第一条

本法令を「仏暦二五四〇年〔西暦一九九七年〕情報公開法令(プララーチャバンヤット・コームーンカオサーン・コーン・ラーチャカーン)」と呼ぶ。〔注ノ直訳すれば公務情報法〕

第二条

本法令は官報告示日から九〇日が経過した時に施行する。

第三条

本法令で規定された部分において、あるいは本法令と相反する他の法律、規則、規約及び規定がある場合、本法令を使用する。

第四条

本法令において、

「情報(コームーンカオサーン)」とは、事実関係、データ、もしくは事物を知らせる意味を伝達する媒体を意味する。このとき、その意味の伝達はその物自体によるか、いずれかの方法によるものかは問わない。また書類、ファイル、レポート、書籍、設計図、地図、絵図、フィルム映像、音響映像記録、コンピュータによる記録、あるいはその他の記録方法といった形態で作成されたかものかどうかは問わない。

「公務情報(コームーンカオサーン・コーン・ラーチャカーン)」とは、国家機関の占有下にある、もしくは管理下にある情報を意味する。このとき国の運営に係る情報が、民間に係る情報かは問わない。

「国家機関(ヌアイガーン・コーン・ラット)」とは、中央官庁、地方官庁、地方公共団体、国営企業、国会の管轄下にある機関、訴訟審判に係る部分以外の裁判所、職業統制機関、国の独立機関及び省令で定められたその他の機関

「国の係官(チャオナーティ・コーン・ラット)」とは、国家機関に対し職務遂行する者を意味する。

「個人情報(コームーンカオサーン・スワンブッコン)」とは、個人の名がある、もしくはその者を示す数字、番号のある教育、財務状況、病歴、犯罪歴もしくは職歴といった個人固有の情報、指紋、音声レコード、写真といったその者を特定できるその他の形態の指示物を意味する。このとき死亡者の個人情報も含める。

「委員会(カナカマカーン)」とは、公務情報委員会を意味する。

「外国人(コンタンダーオ)」とは、タイ国籍及びタイ国内にレジデンスを持たない自然人、及び以下の法人を意味する。

(一)外国人が資本の過半数を保有する会社もしくはパートナーシップ。株主に発行される種類の株券は外国人が株主であるものとみなす

- (二)外国人が会員の過半数を占める協会
- (三)外国人の利益のための目的を有する協会もしくは財団
- (四)(一)(二)(三)に基づく法人、もしくは支配人または過半数の役員が外国人であるその他の法人

第一段に基づく法人が、他の法人の支配人もしくは役員、会員、あるいは出資者にである場合、当該支配人もしくは役員、あるいは会員、出資者は外国人であるものとみなす。

第五条

総理大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に基づく執行のために省令を制定する権限を付与する。

省令は官報で告示した時に施行することができる。

第六条

総理府次官室内に情報公開委員会事務局を置く。事務局は委員会及び情報公開審査委員会に対する学術及び事務に係る職務、国家機関との調整連絡、及び本法令に基づく執行に係る民間への助言といった権限を有する。

第一章

情報の公開

第七条

国家機関は少なくとも以下の公務情報を送り、官報に記載しなければならない。

- (一) 手続構造及び機構配置
- (二) 重要な権限義務要約及び手続方法
- (三) 情報入手申請地、もしくは国家機関への連絡における助言を受けるための連絡地
- (四) 関係する民間に対し一般的な効力を持たせるための法規、閣議決定、規則、命令、通達、規約、標準、政策もしくは解釈
- (五) 委員会が定めたその他の情報

十分な数量で公開のために印刷された情報は、官報の中でその印刷物について引用記述があれば第一段の規定に基づく手続きがなされたものとみなす。

国家機関は第一段に基づく情報を収集、準備し、販売もしくは配布のためにその国家機関の業務地において公開する。

第八条

第七条(四)に基づき印刷しなければならない情報は、まだ官報に記載しないうちはいずれの者に対してであっても有効に適用することはできない。ただしその者がその情報を必要に応じて相当

の期間前もって知っていた場合はその限りではない。

第九条

第一四条及び第一五条の規定下に国家機関は民衆が閲覧できるように少なくとも以下の公務情報を用意しておかなければならない。ここに委員会が定めた原則及び方法に従う。

(一) 民間に直接的な効力を有する審査もしくは判定の結果、及び当該審査判定における反対意見及び関係命令

(二) 第七条(四)に基づき官報に記載しなくてもよい方針及び解釈

(三) 当年度の事業計画、プロジェクト及び支出予算

(四) 民間の権利義務に影響を及ぼす国の係官の職務遂行方法に係るマニュアルもしくは命令

(五) 第七条第二段に基づく引用記述のある印刷物

(六) 公共サービス提供における民間との事業権契約、独占分離形態にある契約、共同投資契約

(七) 閣議決定、もしくは法律または閣議決定により設置された委員会の決定。ここに学術報告、事実関係報告、もしくは審査において使用された情報のリストも示す

(八) 委員会が定めたその他の情報

第一段に基づき民衆が閲覧できるようにする情報は、第一四条もしくは第一五条に基づく公開禁止部分があれば、その情報を消去、もしくは分離、あるいは公開とならないようその他の作為をなす。

利害関係のあるなしに関わらず、人は第一段に基づく情報を閲覧する権利、謄本もしくは内容証明つき謄本を求める権利を有する。相当の事由があれば、国家機関は、委員会の承認により、閲覧における手数料を請求できる原則を定めることができる。ここに低所得者への支援も考慮する。ただし別様の規定のある特定法律があるときはその限りではない。

外国人は省令で定められたところに従う限りにおいて本条に基づく権利を有する。

第一〇条

第七条及び第八条の規定は、別段の方法による公開を定めた特定法律がある公務情報については影響しない。

第一一条

官報に記載された、もしくは民衆が閲覧できるようにした、あるいは第二六条に基づき民衆が研究できるようにした公務情報のほかに、いずれかの者が他の公務情報を請求し、その者の請求において理解できる形態で必要な情報が示されていれば、責任国家機関は相当の期間内にその者に対しその情報を用意する。ただしその者が相当の事由なく大量もしくは多頻度で請求したときはその限りではない。

公務情報が破損しやすい状態にあるとき、国家機関はその情報に損害を生じさせない用意のた

めの時間延長を求める、もしくはいずれかの形態においてコピーを作成することができる。

国家機関が第一段に基づき用意する公務情報は、探索、分析、分類、収集、もしくは新たに用意しなければならない情報ではなく、すぐに提供できる状態にある情報でなければならない。ただし映像音響記録システム、コンピュータシステム、もしくはその他システムに記録された情報から書類に変成する場合はその限りではない。ここに委員会が定めたところに従う。その請求が商業上の利益追及でなく、その者の権利、自由を守るために必要である、もしくは公共の利益に適合と国家機関が判断した場合は、その情報を用意することができる。

第三段の規定は、その国家機関の通常の権限義務と一致するとき、国家機関が請求人に対し公務情報を新たに用意することを妨げない。

第九条第二段、第三段、第四段の内容を本条に基づく情報の用意にも準用する。

第一二条

第一条に基づく公務情報請求人がいる場合、請求された情報が中央官庁もしくはその機関の支部の管理監督下にある、あるいは他の国家機関の管理監督下にあるときは、請求を受けた国家機関が遅滞なく、その情報を管理監督している国家機関に請求するための助言をなす。

請求された情報が他の国家機関が用意したものであり、第一六条に基づく規約に基づき公開が禁止されたものであると判断したとき、請求を受けた国家機関は、その後の命令を審査するよう、その情報を作成した国家機関に請求を送付する。

第一三条

国家機関が第七条に基づき情報を印刷しなかった、もしくは第九条に基づき民衆が閲覧できるようにしなかった、あるいは第一条に基づき自己に情報を用意しなかった、あるいは本法令に違反した、または従わなかった、あるいは職務遂行が遅いと判断した、あるいは自己が相当の事由なく便宜を受けなかったと判断した者は、委員会にこれを訴える権利を有する。ただし情報が第一五条に基づく非公開命令、もしくは第一七条に基づく反論を受け付けられない命令、あるいは第二五条に基づく個人情報を変更または消去しない命令に係る件であるときはその限りではない。

第一段に基づき委員会に訴えがあった場合、委員会は訴えを受理した日から三〇日以内に審査を終えなければならない。必要がある場合は期間を延長できるが、その事由を示し、期間は合わせて六〇日間を超えてはならない。

第二章

公開しなくてもよい情報

第一四条

国王制度に損害を生じさせる恐れのある公務情報は公開できない。

第一五条

以下のいずれかの形態にある公務情報は、国家機関もしくは国の係官が非公開を命じることができる。このとき国家機関の法律に基づく公務遂行、公共の利益、及び関係する民間の利益を考慮する。

- (一) 公開が国家安全保障、外交関係、国の経済もしくは財政の安全保障に損害を生じさせる
- (二) 公開が法律施行の効率性を損ねる、もしくはその目的を成就させない。このとき告訴、保護、撲滅、検査、調査、あるいは情報のソース認知に係るかどうか問わない
- (三) いずれかの件についてのプロセスにおける国家機関内部の意見もしくは助言。ただし学術報告、事実関係報告、あるいは当該内部意見もしくは助言に利用された情報は含まない
- (四) 公開がいずれかの者の生命もしくは安全に危険を生じさせる
- (五) 診断書もしくはその公開が個人の権利を不適當に侵害する個人情報
- (六) 法律により非公開となっている公務情報、もしくは他者への公開を望んでいない情報提供者のいる情報
- (七) 勅令で規定されたその他の場合

公務情報を非公開とする命令は条件を定めることもできる。ただし、どの種類の情報及びどの事由により公開できないか示さなければならず、公務情報の公開命令は、とくに指揮系統の順列に基づく国の係官の命令であれば正当な決定であるとみなす。ただし請求者は本法令の規定に基づき情報公開審査委員会に不服を申し立てることができる。

第一六条

公務情報を特定の条件下に誰に対し公開できるか否かにつき明瞭性を持たせ、情報漏洩を回避する方法を持たせるために、国家機関はその情報の保護方法を定める。このとき内閣が定めた公務機密管理規約に従う。

第一七条

いずれかの公務情報の公開がいずれかの者の利害に影響を及ぼすと判断した場合、国の係官はその者に反対意見の機会を与えるために通知する。そのための期限はその者が反対できるにあたっての相当の期間でなければならず、通知から一五日以上でなければならない。

第一段に基づき通知を受けた者、もしくは自己の利害に影響を及ぼす公務情報の公開を知った者は、その情報の公開に反対する権利を有する。反対は責任ある国の係官に文面でこれをなす。

反対があった場合、責任ある国の係官は反対意見を審査し、その結果を遅滞なく反対した者に通知する。反対を却下する命令があった場合、国の係官は第一八条に基づく不服申し立て期限が過ぎるまで、もしくは情報公開審査委員会がその情報の公開を決定するまでその情報を公開することはできない。

第一八条

国の係官が第一四条もしくは第一五条に基づき情報公開しない命令を出した場合、あるいは第一七条に基づき利害関係者の反対を却下する命令を出した場合、その命令の通知を受けた日から一五日以内に情報公開審査委員会に不服を申し立てることができる。このとき不服申立は委員会に提出する。

第一九条

情報非公開命令のあった情報に係る審査は、それが委員会の審査であれ、情報公開審査委員会、もしくは裁判所の審査であれ、審査に不必要なその情報の他者への公開がないような審査プロセスがなければならず、必要な場合には当事者もしくは関係者のいずれかの側に秘密で審査することもできる。

第二〇条

情報公開はそれが原則に沿ったものであっても法律に基づく責任性を有する。以下の場合における善意の行為であれば、国の係官は責に任ぜられないものとみなす。

(一) 第一五条に基づく情報で、国の係官が第一六条に基づく規約に沿って正しく行動したとき

(二) 第一五条に基づく情報で、省令で定めた地位の国の係官が、公共の利益、もしくは人の生命、身体、健康その他の利益に係る重要性のほうを重視して、一般に、あるいは特定の者に公開を命じ、その命令が相当の事由によりなされたとき。ここにおいてその情報の利用について相当の制限もしくは条件を定めることができる。

第一段に基づく情報の公開は、それがこうした場合であっても、国家機関が法的責任を免れる事由とはならない。

第三章

個人情報

第二一条

本章に資するため、「個人(ブッコン)」とは、タイ国籍を有する自然人、及びタイ国籍を有していないがタイ国内に居住地を有する自然人を意味する。

第二二条

国家情報局、国家安全保障会議事務局、及び省令で定められたその他の国家機関は、委員会の承認のもとに第二三条第一段(三)の規定を適用しない原則、方法及び条件を定め、当該機関の監督下にある個人情報に適用する規則を制定することができる。

第一段に基づく省令で定めたその他の政府機関は、第二三条第一段(三)に基づく個人情報の種類の公開が当該機関の公務遂行に重大な障害となる国家機関でなければならない。

第二三条

国家機関は以下のように個人情報システム制定に係る行動をなさなければならない。

(一) 国家機関の公務遂行が目的を成就するためのみに関係する、もしくは必要なだけの個人情報システムを設定しなければならず、必要性がなくなった時に当該システム設定は廃止される。

(二) 特定の人物の直接の利害に影響する場合においては、データ主(チャオコーン・コームーン)であるその者からの直接の情報収集に努める。

(三) 以下の件についての官報への記載、及び常時の検査、修正

(a) 情報収集した者のカテゴリー

(b) 個人情報システムの種類

(c) 通常の情報利用形態

(d) データ主の情報閲覧方法

(e) 情報の修正要求方法

(f) 情報源

(四) 責任下にある個人情報の常時の検査、修正

(五) 不適当な仕様、もしくはデータ主を害する使用がないように個人情報システムの相当の安全性維持システム構築

データ主から直接情報を収集する場合、国家機関はデータ主にその情報の使用目的、通常の情報使用形態、及びその情報請求が自発的な提供に基づく場合か、法律が強制する場合かとともに事前に通知しなければならない。

国家機関は、個人情報をおそらくの者に送り、その結果その情報が一般に知られる場合、データ主に通知しなければならない。ただし通常の情報利用の形態に基づく場合はその限りではない。

第二四条

国家機関は、データ主から文面で事前にもしくはその時に承諾を得ずに、自己の監督下にある個人情報を他の国家機関もしくは他者に公開することはできない。ただし以下の公開を除く。

(一) 自己の部署における国の係官への、その国家機関の権限義務に基づく使用のための公開

(二) その個人情報システム設定の目的の範囲内における通常の情報使用

(三) 他者に個人情報を公開しない義務を有する、計画もしくは記録または種々の住民調査面の職務を遂行する国家機関への公開

(四) 名もしくはいずれかの者に係る個人情報であることを知らしめる部分を伏せての学術研究使用

(五) 保管における質の検査のための芸術局国立歴史資料館(ホー・ジョッドマーイヘット・ヘンチャート)もしくは第二六条第一段に基づく他の国家機関への公開

(六) 法律違反もしくは不遵守の防止、捜査、検査、あるいはどんな訴訟であっても告訴のため

の国の係官への公開

(七)人の生命もしくは健康への危険を防ぐ、あるいは制止するために必要な使用

(八)当該事実関係を求める裁判所、及び国の係官、もしくは国家機関、あるいは法律に基づく権限を有する者への公開

(九)勅令で定められたその他の場合

第一段(三)(四)(五)(六)(七)(八)及び(九)に基づく個人情報の公開は、省令で定めた原則および方法に基づき、その情報の公開帳簿を作成する

第二五条

第一四条及び第一五条の規定下に、人は自己に係る個人情報を知る権利を有し、その者が文面で請求した時、その情報を監督する国家機関はその者、もしくはその者の代理人にその者に係る部分の個人情報を閲覧させる、あるいは謄本を受け取ることができるようにしなければならない。このとき第九条第二段及び第三段を準用する。

いずれかの者に係る医療診断書の公開は、相当の事由がある場合、国の係官がその者が委任した医師に対してのみ公開することができる。

いずれかの者が自己に係る個人情報が事実に照らして正しくないと判断したときは、情報を監督する国家機関に対し、その情報の修正もしくは抹消を文面で請求する権利を有する。このとき国家機関は当該請求を審査し、遅滞なくその者に結果を通知する。

国家機関が請求に即して情報を修正もしくは抹消しない場合、その者は修正もしくは抹消を承諾しない命令の通知を受けた日から三〇日以内に情報公開審査委員会に不服を申し立てる権利を有する。このとき不服申立は委員会に提出する。どんな場合でもデータ主は国家機関に対し、自己の請求を関係情報に添付する要求する権利を有する。

省令が定めるところに基づく者は、第二三条、第二四条及び本条に基づく手続きを、未成年者、無能力者、純無能力者、もしくは死亡したデータ主に代わりなすことができる。

第四章

史料

第二六条

国家機関が保管を望まない公務情報、あるいは第二段に基づき保管期間が定められ、その期間が終了した情報は、民衆が研究できるように選別するために国家機関が芸術局国立歴史資料館もしくは勅令に定められたその他の国家機関に委託する。

種類を選別するために第一段に基づき公務情報を送付しなければならない期限は以下の通り。

(一)第一四条に基づく公務情報は七五年

(二)第一五条に基づく公務情報は二〇年

第二段落に基づく期限は以下の場合には延長することができる。

(一)利用のために国家機関が依然、自ら保管しなければならない公務情報。このとき芸術局国立歴史資料館と合意したところに基づき保管し、民衆が研究できるようにしなければならない。

(二)その公務情報をまだ公開できないと国家機関が判断した場合。このとき期限延長命令がなければならず、その延長は五年以下でなければならない。

必要性を超えて非公開期間の延長をさせないための審査もしくは再検討は省令で定めた原則及び方法に従う。

本条に基づく規定は、国家機関もしくは国の係官が保管せずに廃棄しなければならない、あるいは廃棄すべきと内閣が定めた規則に基づく公務情報には提供しない。

第二七条

総理大臣が委任した大臣を委員長、総理府次官、国防省次官、農業・協同組合省次官、財務省次官、外務省次官、内務省次官、商業省次官、内閣法制委員会事務局長、文官人事院総裁、国家安全保障会議事務局長、下院議会事務局長、国家情報局長、予算局長、及び内閣が任命した九人の官民の有識者を委員とする公務情報委員会を設置する。

総理府次官は総理府次官室の公務員一人を書記に、さらに二人を書記捕に任命する。

第二八条

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一)本法令に基づく遂行における国の係官及び国家機関の行動に係る監視及び提言
- (二)請求を受けた際の本法令に基づく遂行に係る国の係官もしくは国家機関への助言
- (三)本法令に基づく勅令、省令、内閣の規約の制定における提言
- (四)第一三条に基づく訴えについての審査及び意見表明
- (五)本法令に基づく遂行に係る報告の作成と年一回以上の定期的な内閣への提出
- (六)本法令で定められたその他の職務遂行
- (七)内閣もしくは総理大臣が委任したその他の件

第二九条

第二七条に基づき任命された有識者委員の任期は任命日から一期三年とし、退任した者は再任されることができる。

第三〇条

任期による退任のほか第二七条に基づき任命された有識者委員は以下の時に退任する。

- (一)死亡した
- (二)辞任した
- (三)悪品行、能力欠如、背任、もしくは能力を失ったことで内閣が解任した
- (四)破産者となった

- (五)無能力者もしくは準無能力者となった
- (六)確定判決での禁固刑判決により禁固刑を受けた

第三一条

委員会の会議は全委員数の半数以上の委員の出席をもって成立する。

委員長が会議の議長となる。委員長が会議に出席しない、もしくは職務を果たせない場合は、会議に出席した委員が一人の委員を互選し、会議の議長とする。

会議の決定は多数決による。委員一人は投票において一票を有し、票数が同数の場合は会議の議長が決定票を投じる。

第三二条

委員会はいずれかの者を召喚し証言させる、もしくは物品、書類、証拠を提出させる権限を有する。

第三三条

第一一条もしくは第二五条に基づく場合の請求があった情報について国家機関が存在しないと否定した場合、請求人がそれを信じず、第一三条に基づき委員会に要求してきたとき、委員会は関係情報を検査する権限を有し、その結果を請求人に通知する。

国家機関もしくは国の係官は、その情報が公開できるものかどうかを問わず、委員会または委員会が委任した者が自己の占有下にある情報の検査に入ることを承諾しなければならない。

第三四条

委員会は、委員会の委任に基づき特定の件についての審査もしくは職務遂行をさせるために、小委員会を任命することができる。小委員会には第三一条を準用する。

第六章

情報公開審査委員会

第三五条

委員会の提案に基づき内閣が任命する諸分野での情報公開審査委員会を設置する。情報公開審査委員会は第一四条もしくは第一五条に基づく情報非公開命令、あるいは第一七条に基づく反対意見への却下命令、及び第二五条に基づく個人情報の無修正もしくは非抹消命令への申し立てを審査判定する権限義務を有する。

第一段に基づく情報公開審査委員会の任命は、国家安全保障、国家経済財政もしくは法律施行といった公務情報の専門性に基づき任命される。

第三六条

各情報公開審査委員会は必要性に基づき三人以上によって構成され、委員会が任命した公務員が書記及び書記捕を務める。

国家機関の情報に係る審査である場合、その国家機関から来た情報公開審査委員は審査に参加できない。

情報公開審査委員は書記もしくは書記捕にはなれない

第三七条

委員会は不服申し立てを受理した日から七日以内に、不服申し立てを情報公開審査委員会に送るかどうかを審査する。その際には各情報公開審査委員会の専門性を考慮する。

情報公開審査委員会の判定は最終的なものとする。その判定の中で適当と判断したところに従い、関係国家機関に遂行させるため委員会に注意点を提出することもできる。

第一三条第二段の内容を情報公開審査委員会の不服申し立て審査にも準用する。

第三八条

各情報公開審査委員会の権限義務、審査および判定方法、審査・判定における成立条件は委員会が官報で告示した規則に従う。

第三九条

第二九条、第三〇条、第三二条の規定、及び当該規定に係る罰則規定を情報公開審査委員会にも準用する。

第七章

罰則規定

第四〇条

第三二条に基づく委員会の命令に従わない者は、三ヶ月以下の禁固、または五〇〇〇パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第四一条

第二〇条に基づき国家機関が定めた制限もしくは条件に違反した、あるいは従わなかった者は、一年以下の禁固、または二万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

経過規定

第四二条

第七条、第八条、第九条の規定は本法令が施行された日の以前に生じた公務情報には適用しない。

国家機関は第一段に基づき情報を印刷する、もしくは第一段に基づく情報を民衆に閲覧させることができる。ここに委員会が定めた原則、方法に従う。

第四三条

仏暦二五一七年国家安全維持規則の公務情報に係る部分は、本法令と相反矛盾しない限りにおいて施行することができるが、内閣が第一六条に基づき定めた規則に別段の定めがある場合はその限りではない。

(おわり)